令和　　年　　月　　日

石川県雇用環境整備助成金支給申請書

（賃貸用物件修繕事業）

石川県人材確保・定住推進機構　運営委員長　様

自ら保有する賃貸用物件を修繕し、新たに従業員を雇用して当該従業員のために宿舎を確保しようとする事業者と賃貸借契約を締結したので下記のとおり助成金の支給を申請します。

記

１　申請事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 | （※個人事業主の場合、屋号等を記入してください。） |
| 役職・代表者氏名 |  |
| 主たる事業所の所在地 | 〒　　- |
| 申請事務担当者 | 職・氏名 |  | 電話番号 |  |
| E-Mail |  |

２　修繕を行った自己の保有する賃貸用物件

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 |  |
| 所在地 | 〒　　-　　　　　　　　　　　　　　　　　　※輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町に所在する必要があります。 |
| 修繕費用の合計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　　 ※詳細は様式第２号修繕内容明細書に記載 |

３　賃貸借契約を締結した（相手方の）事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 | （※個人事業主の場合、屋号等を記入してください。） |
| 役職・代表者氏名 |  |
| 契約期間 | 　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日 |
| 入居者が就労する事業所の所在地 | 〒　　- ※輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町に所在する必要があります。 |
| 入居者名 |  |

※複数の対象入居者がいる場合でも、1名のみ記載してください（全員分の情報不要）

（次ページへ続く）

４　重要事項の確認

|  |
| --- |
| ＊「地域開発雇用助成金（能登半島地震特例）」①　ハローワーク等の紹介により２人以上の従業員を新たに雇い入れ、地震の復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理費等が100万円以上となった場合、厚生労働省の「地域開発雇用助成金（能登半島地震特例）」の対象となり、対象経費と雇い入れた従業員の人数に応じて一定額の助成を受けることができます。②　①の「地域開発雇用助成金（能登半島地震特例）」の助成を受けた場合、「石川県雇用環境整備事業（賃貸用物件修繕事業）」については申請することができません。以上の内容を踏まえ、下記のいずれかについてチェックを記入してください。* 私は、「地域開発雇用助成金（能登半島地震特例）」の対象とならないことを確認しました。
* 私は、石川県雇用環境整備助成金（賃貸用物件修繕事業）で対象となる賃貸用物件・付帯設備の修繕費や交換費等について、「地域開発雇用助成金（能登半島地震特例）」の支給申請を行わないことを確約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |